

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける令和6年度DX伴走支援業務委託 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける令和6年度DX伴走支援業務委託の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市医療局病院経営本部委託等に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、本実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、業務説明資料及び提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) 当該業務の実施体制
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
- (2) 業務実施方針の妥当性等
- (3) 提案内容の妥当性等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案者の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 評価結果が同点の場合には、評価委員全員による決選投票により特定する。
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 本事業に係るプロポーザルの評価を行うため、「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける令和6年度DX伴走支援業務委託」プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング
- 2 評価委員会について次のとおり定め、委員長及び副委員長を置く。

名 称	「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける令和6年度DX伴走支援業務委託」 プロポーザル評価委員会
所掌事務	横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける令和6年度DX伴走支援業務委託に係るプロポーザルの評価に関すること
委員長	脳卒中・神経脊椎センター管理部長
副委員長	脳卒中・神経脊椎センター脳神経外科部長
委員	脳卒中・神経脊椎センター総務課長
委員	脳卒中・神経脊椎センター医事課長
委員	脳卒中・神経脊椎センター看護部手術室師長

- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を脳卒中・神経脊椎センター第三入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。
- 6 評価委員会は非公開とする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この実施要領は、令和6年7月8日から施行する。

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける令和6年度DX伴走支援業務委託 提案書作成要領

1 件名

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける令和6年度DX伴走支援業務委託

2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり。

3 プロポーザル実施スケジュール

日程	内容等	提出・通知方法
平成6年7月8日（月）	公募開始	
令和6年7月26日（金） まで	「参加意向申出書」等提出期限	電子メール（PDFファイル）
令和6年7月30日（火）	「参加資格確認結果通知書」送付	電子メール（PDFファイル）
令和6年7月30日（火） 12時（正午）まで	「質問書」提出期限	電子メール（PDFファイル）
令和6年8月2日（金）	「質問回答書」期限	電子メール（PDFファイル） ※質問なしの場合送信なし
令和6年8月6日（火） まで	「提案書」提出期限	電子メール（PDFファイル）
令和6年8月15日（木） （予定）	「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける令和6年度DX伴走支援業務委託」プロポーザル評価委員会（ヒアリング）	
令和6年8月19日（月） （予定）	脳卒中・神経脊椎センター第三入札参加資格審査・指名業者選定委員会付議（受託候補者の特定）	
令和6年8月下旬（予定）	「結果通知書」送付	郵送

4 参加資格要件

- (1) 横浜市医療局病院経営本部契約規程第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和5・6年度横浜市一般競争有資格者名簿（物品・委託等）において「316 コンピュータ業務」のうち「F システム調査・企画」かつ「320 各種調査企画」のうち「B コンサルティング（建設コンサル等を除く）」

に登録が認められた者であること。ただし、「参加意向申出書（様式1）」を提出した時点で本条件について申請中であり、受託候補者を決定する期日までに登録の完了が見込まれる場合はこの限りではありません。

- (3) 「参加意向申出書（様式1）」の提出期限から受託候補者の特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間において、従業員500人以上の民間企業等の法人を契約の相手方とする同種又は類似業務（デジタル技術を活用した常駐・伴走型の業務改善・改革支援）の実績を有するものであること。

5 参加に係る手続き

本プロポーザルに参加する意向のある事業者は、下記の書類を提出してください。

- (1) 提出期限：令和6年7月26日（金）まで
- (2) 提出方法：電子メール
- (3) 提出書類

- ア 参加意向申出書（様式1） 1部
- イ 委託業務経歴書（様式2） 1部
- ウ 入札参加資格審査申請書の写し 1部

（ウについては令和5・6年度横浜市一般競争有資格者名簿（物品・委託等）に登載されていない者に限ります。）

《注意事項》

- ・ 「参加意向申出書（様式1）」については、代表者印を押印した上でスキャンしPDFファイルとして提出してください。
- ・ 提出期限を過ぎた場合は受け付けません。また、提出後に必ず提出先に電話にて連絡してください。

(4) 参加資格確認結果の通知

「参加意向申出書（様式1）」を提出した全ての事業者に、「参加資格確認結果通知書（様式3）」を電子メールにより通知します。

ア 通知日：令和6年7月30日（火）

イ その他

(ア) 参加資格を満たす者には、「プロポーザル関係書類提出要請書（様式4）」を併せて電子メールにより通知します。

(イ) 参加資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができます。なお、書面は病院事業管理者が通知を発した日の翌日を起算日として日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）により定められる休日（以下、「休日等」とします）を除く5日後の17時までに「参加意向申出書（様式1）」提出先あてに提出してください。病院事業管理者は、上記の書面を受領した日の翌日を起算日として休日等を除く5日以内に説明を求めた者に対して書面により回答します。

6 質問について

本作成要領等の内容について疑義のある場合は、「質問書（様式5）」を提出してください。質問内容及び回答については、参加資格を満たす者であることを確認した全ての事業者に対し、「質問回答書（様式6）」にて通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和6年7月30日（火）12時（正午）まで（必着）
- (2) 提出方法 電子メール（送信形式はテキスト形式とし、質問書を Word 形式で添付してください。）
- (3) 回答送付日 令和6年8月2日（金）まで
- (4) 回答方法 電子メール（質問なしの場合、送信はありません。）

7 提案書の提出

- (1) 提出期限 令和6年8月6日（火）
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 提出書類
 - ア 提案書（様式7）
 - イ 会社の概要が分かるもの（パンフレット等）（任意様式）
 - ウ 参考見積額を記載した入札（見積）書（様式8）
 - エ 企画書（任意様式）

《企画書の必須記載事項》

(ア) 業務実施方針

業務目標・業務実施方針や業務スケジュール、業務進捗管理方法等について記載してください。

(イ) 業務実施体制

各種調整や準備等に必要な工程を踏まえた確実な運営を可能とするために配置される者（うち1名を現場責任者とします。）及び責任体制、事故等の緊急時の対応等、安全管理体制について記載してください。

(ウ) 配置予定者（現場責任者）の業務実績等

業務実施体制に記載した配置予定者について、保有する資格、本業務に資すると考えられる業務実績及び成果を記入するとともに、資格や実績等を確認できるように資格証書、契約書（業務件名及び契約実態が確認できる部分のみで可）及び仕様書（業務内容が確認できる部分のみで可）等の写しを添付してください。なお、契約書及び仕様書等以外とは別に業務実績に関する資料を添付することも可とします。

(エ) 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関する認証制度（IS027001（I SMS 認証）、プライバシーマーク等）の認証取得状況及び本業務を遂行する過程で知り得た病院の情報（公表されているものを除く）を保持し、又は患者等の病院利用者や病院職員の個人情報を保護するための取組、緊急時の対応等について記載してください。

(オ) 委託業務経歴の詳細

「委託業務経歴（様式2）」に記載した実績について、契約（従業員500人以上の法人を契約の相手方とする契約が対象。）の規模、対象業種、実施体制、取組内容及び成果等を記載してください。特に国又は地方公共団体や医療機関との契約実績がある場合は、これらの実績等を明示してください。

なお、労働者派遣契約による同様の実績がある場合についても、労働者派遣契約によるものである旨を明記した上で、委託契約に準ずるものとして当該実績に加えることを可とします。

(カ) 業務に関する具体的な提案

「業務説明資料」等に基づき、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（以下「病院」とします。）に対する具体的な業務支援の内容を、デジタル技術（A I（人工知能、生成A I含む）、R P A、I o T、クラウドコンピューティング、ノーコード／ローコード、ロボット等）の活用とこれによる病院職員の業務負担軽減、生産性向上やコスト圧縮といった観点から、実現可能性を踏まえて提案してください。

また、受託者と病院とがそれぞれ担う役割について明確に区分し、病院が担う業務についても業務内容及び業務量を提案してください。

オ 企業としての取組確認票（様式9）

《企画書の作成に係る注意事項》

- ・ 企画書はP D Fファイルで原則A 4版縦、横書きとなるよう作成し、作成後は他の者が編集ができないようにしてください。
- ・ 企画内容は、考え方を文書、イメージ図、イラスト等を使用し分かり易く簡潔に記載してください。
- ・ 文字は注記等を除き原則として10ポイント以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。また、各頁には頁番号（通し番号）を記載してください。
- ・ 表紙となる「提案書（様式7）」を除き、社名等（代表者氏名、社員氏名、企業ロゴ等を含む）提案者を特定できる情報は一切表記しないでください。
- ・ 提出期限を過ぎた場合は受け付けません。また、提出後に必ず提出先に電話で連絡してください。

(4) その他

ア 契約金額の上限は22,000,000円（消費税及び地方消費税含む）とします。

イ 提案書の作成及び提出等にかかる費用は、提案者の負担とします。

ウ 所定の様式等以外の書類については受理しません。

エ 提案書提出後、病院事業管理者の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

オ 提出された書類は返却しません。

カ 提案書に記載した業務実施体制は、担当者の病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

キ 提案内容の変更は、明らかな誤字・脱字を除き原則として認めません。

8 辞退について

「参加意向申出書（様式1）」提出後、又は「参加資格確認結果通知書（様式3）」の受領後に辞退する場合は、「入札辞退届（様式10）」を電子メールにて提出してください。

9 5～8の提出先

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課経営企画係

E-mail : by-no-keiei@city.yokohama.jp

電話番号 : 045-753-2578 / F A X 番号 : 045-753-2859

10 プロポーザルに関するヒアリング

- (1) 実施日時 令和6年8月15日(木)(予定)、1者あたり20分程度(質疑応答含む)
- (2) 実施場所 〒235-0012 横浜市磯子区滝頭一丁目2番1号
横浜市立脳卒中・神経脊椎センター2階会議室
- (3) 実施方法
ヒアリング時は提案書を使用し、口頭で説明を行うこととします。その際、会場に設置するディスプレイにて動画を表示して説明に補足することはできますが、提案書に記載のない内容については認めません。また、資料の変更・追加は認めません。
- (4) 機材等
ノートパソコンの持込みを可とします。会場に設置されている大型ディスプレイ(85V型、インターフェース:HDMI端子)は使用可としますが、その他の機材は使用不可とします。
- (5) 出席者 3名以下で必要最小限としてください。
- (6) その他 時間・場所等の詳細については、別途通知します。

11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

(1) プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること

名 称	脳卒中・神経脊椎センター第三入札参加資格審査・指名業者選定委員会
委 員 長	脳卒中・神経脊椎センター総務課長
副委員長	脳卒中・神経脊椎センター医事課長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター総務課庶務係長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター経営企画係長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター総務課物品管理係長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター総務課施設係長
委 員	その他委員長が必要と認める者

(2) プロポーザルの評価に関すること

名 称	「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける令和6年度DX伴走支援業務委託」プロポーザル評価委員会
委 員 長	脳卒中・神経脊椎センター管理部長
副委員長	脳卒中・神経脊椎センター脳神経外科部長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター総務課長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター医事課長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター看護部手術室師長

12 評価基準について

別紙「提案書評価基準」のとおり

13 結果の通知

提案書を提出した全ての事業者に、特定の有無及びその理由を記載した「結果通知書（様式11）」を書面により通知します。

(1) 通知日 令和6年8月下旬（予定）

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができます。なお、書面は病院事業管理者が通知を発した日の翌日を起算として日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）により定められる休日（以下、「休日等」とします）を除く5日後の17時までに「参加意向申出書（様式1）」提出先まで提出してください。病院事業管理者は、上記の書面を受領した日の翌日を起算として休日等を除く5日以内に説明を求めた者に対して書面により回答します。

14 その他

(1) 提案書及びその他の提出書類の取扱い

ア 提案書及びその他の提出書類は、プロポーザルの特定のみで使用し、提案者に無断で他の用途に使用することはありません。

イ 提案書及びその他の提出書類を公開する必要がある場合、提案者と協議を行うことがあります。

ウ 提案書及びその他の提出書類は、受託候補者の特定を行うために必要な範囲について複製を作成することがあります。

(2) プロポーザル手続における注意事項

ア プロポーザルの実施のために本市から提供された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

イ 提案書及びその他の提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、脳卒中・神経脊椎センター第三入札参加資格審査・指名業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。

ウ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

エ 病院は、後日、受託候補者として特定された者と本作成要領、業務説明資料及び特定されたプロポーザル等に基づき、病院が決定した予定価格の範囲内で委託契約を締結します。なお、委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

オ 「参加意向申出書（様式1）」の提出後、受託候補者の特定の日までの手続き期間中に、前述の「4 参加資格要件」に該当しないこととなった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、その者が受託候補者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行います。

(3) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出方法、提出先、及び提出期限に適合しないもの

イ 提案書の各作成様式及び留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

キ 本プロポーザルに関して「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける令和6年度DX
伴走支援業務委託」プロポーザル評価委員会委員との接触があった者

ク ヒアリングに出席しなかった者

(4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要す

(6) 本プロポーザルは、令和5・6年度横浜市一般競争有資格者名簿（物品・委託等）に登録が認められることを受託候補者の特定条件とする案件とします。当該有資格者として認定されるまでの間、受託候補者の特定候補者となり、認定されない場合は、受託候補者として特定されません。

(7) 本プロポーザルに係る契約は、プロポーザル評価の結果通知後に契約書を締結することによって確定するものとします。

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける令和6年度DX伴走支援業務委託 業務説明資料

1 件名

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける令和6年度DX伴走支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的

超高齢社会の進行に伴い、高齢化率の上昇と生産年齢人口（15歳～64歳）の減少は深刻な社会課題である。国内のあらゆる産業において働き手が不足する中、病院も例外ではなく、もともと肉体的にも精神的にも負担が大きいとされる医療人材を確保していくことは、今後、益々困難になっていくことが容易に予測される。

このような厳しい社会環境にあって、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（以下「病院」という。）が、市立病院としてこれまで以上に複雑化・多様化する地域の医療ニーズに応え、病院の総合品質向上を図りながら、一方で安定的かつ持続的な経営を行っていくためには、従来の業務を根幹から徹底的に見直し、先進的なデジタル技術を最大限活用しながら今日の社会に適合した業務手法への再構築を図る、いわゆるDX（Digital Transformation）を強力に推進していくほかない。このことは、現在、病院に従事する職員の業務負担を軽減し、生産性を向上させるのみならず、インターネットやスマートデバイスに親しんでいる若い世代を将来の医療の担い手として確保するという観点からも不可避の方策と言える。

このような考え方にに基づき、病院では令和6年3月に「病院DX推進基本方針」を策定し、令和6年度以降、本格的にDXに取り組んでいくこととしている。しかしながら、DX推進にあたって最も欠くべからざる人材、すなわちデジタル技術に関する専門的知識・スキル・ノウハウを有する職員が病院内に決定的に不足しており、現状、職員だけでは大業はなし難いと判断されることから、必要となる専門的知識・スキル・ノウハウを民間事業者に求めることで、DXの実効性を担保することとする。

4 業務の内容

受託者は、病院が提供する契約書・仕様書等（以下「契約関係書類」という。）に基づき、病院が令和6年3月に策定した「病院DX推進基本方針」の趣旨を踏まえ、病院に常駐し、専門的知識・スキルを最大限活用しながら次の業務を行うことで、病院DXの推進を伴走支援するものである。

(1) 「病院DX推進チーム（仮称）」に対する支援

令和6年度の病院におけるDX推進を担うため多職種で編成される「病院DX推進チーム」（仮称、以下「DXチーム」という。）を専門的知識・スキル・ノウハウの観点から支援し、DXチームの会議に参加して資料作成、議事進行、議事録作成等の支援を行う。

また、DXチームが、病院長、横浜市医療局病院経営本部長（横浜市病院事業管理者）その他病院内外に対して病院DXの取組に関する提案、説明又は報告を行う際には、事前準備の段階から参画し、報告の際にも同席してDXチームを補佐する。

(2) 院内各部門の業務実態調査（書面調査及びヒアリング）

D Xチームと協働で、院内各部門に対し書面調査を実施するとともに、書面調査の内容に基づいて各部門にヒアリングを行い、各部門における業務の実態及び課題を整理した「業務実態調査報告書」を作成する。

(3) 院内業務実態の分析及びこれに基づく業務改善提案

(2)の「業務実態調査報告書」で示された各部門の業務実態・課題に対し、先進的技術の導入・活用による業務負担軽減、労働生産性向上、コスト圧縮、投資の費用対効果といった観点から、専門的知識・スキルを駆使して「業務改善提案書」を作成する。なお、当該「業務改善提案書」は(2)の「業務実態調査報告書」と一体であっても差し支えない。

(4) 「病院D X推進戦略」（仮称）の策定支援

(3)の「業務改善提案書」に基づき、D Xチームと協働で病院D Xの具体的な取組を選定するとともに、効果測定方法を整理し、費用対効果を踏まえて取組の優先順位付けを行い、ロードマップを作成する。これらの内容については、「病院D X推進戦略」（仮称、以下「D X戦略」という。）としてまとめ、製本版及び電子版を作成する。

(5) D X戦略に基づく取組の進捗管理

(4)で策定したD X戦略におけるロードマップ及び効果測定手法に基づき、D Xチームと協力して各取組項目の進捗管理及び効果測定を行う。

(6) 病院D X推進に必要な情報の収集・活用及び資料の作成

先進的な技術や導入事例等、病院D X推進に必要となる情報を適宜収集し、D Xチームに提供する。

(7) 必要に応じた各部門との調整、民間事業者との折衝

病院内の各部門及び病院外の関係各組織（横浜市を始めとする行政機関各部署のほか民間事業者も含む）との調整・折衝をD Xチームと協働で行う。

(8) 令和7年度以降の次期D X伴走支援業務に係る契約手続きの支援

令和7年度以降の次期D X伴走支援業務（成果連動型委託契約方式の導入を検討中）の契約手続きにおいて、業務内容の構築、仕様書の作成、委託契約金額における成果連動払いの割合及び成果指標の設定等についてD Xチームに助言・提案を行う。

(9) 業務報告書の作成

令和6年度の業務取組状況及びこれに対する評価等に関する「業務報告書」を、D Xチームと協働で作成する。

(10) その他、病院のD Xに資する業務

(1)～(9)に掲げる各業務以外にも病院D Xに資する業務があれば、D Xチームと協議・協力してこれを行う。

5 業務スケジュール（予定）

令和6年9月	委託業務契約締結
令和6年9月～10月	院内業務実態調査の実施、業務改善提案
令和6年11月～12月	D X戦略策定
令和6年11月～令和7年3月	D X戦略に基づく取組の実施・進捗管理・効果測定
令和6年12月～令和7年1月	次期D X伴走支援業務契約手続き支援
令和7年3月	業務報告書作成

6 成果物

- (1) 業務実態調査報告書
- (2) 業務改善提案書（(1)の「業務実態調査報告書」と一体で作成することも可とする。）
- (3) 病院D X推進戦略（仮称）（製本版、電子媒体）
- (4) 業務報告書
- (5) その他、本業務に関して病院が必要と認めるもの
なお、(1)～(4)の様式・具体的な提出期限等は、病院と協議の上、決定する。

7 契約方式

概算数量契約（部分払7回以内）

- (1) 令和6年10月～令和7年3月の6か月については、病院は、毎月同額の確定金額（税抜）に所定の消費税及び地方消費税を加算した金額を受託者に支払う。
- (2) 令和6年9月（契約締結日が属する月）については、病院は、他の月の月額委託料（税抜）に契約締結日を含め業務に従事した日数を30日で除した割合を乗じて委託料を算出し、これに所定の消費税及び地方消費税を加算した金額を受託者に支払う。

8 契約金額の上限

金22,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

9 その他留意事項

- (1) 受託者は、委託契約期間中の本業務の内容及び経過全般を把握する担当者を置き、プロポーザルの内容に関わらず病院と連絡調整又は協議を行った上で、本業務を誠実に遂行することとする。
- (2) 受託者は、資料等を作成する際には、必ず病院の確認及び指示を受けることとする。
- (3) 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 受託者は、本業務によって知り得た病院の情報（対外的に公表しているものを除き、病院が機密情報として取り扱う全ての情報）や患者等の病院利用者及び病院職員の個人情報については、関係法令や横浜市の条例、病院の個人情報保護基本方針等に規定されるべきに該当し、厳正に保持あるいは保護しなければならない。この取扱いについては、委託契約期間満了後においても同様とする。
- (5) 本業務を履行するに際し、病院に配置される者が使用するパソコン等の業務用端末については、受託者が用意することとする。

- (6) 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (7) 本業務の実施にあたっては、適用を受ける法律、政令、省令、告示、条例、規則その他本市が示す関連規程等を遵守すること。
- (8) 「6 成果物」における本業務の成果物は、病院に帰属するものとする。
- (9) 「7 契約方式」における委託料の算出にあたり、消費税及び地方消費税の計算及び(2)の委託料の日割り計算における1円未満の端数については、これを切り捨てる。
- (10) 受託者は、本業務説明資料に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、病院と協議の上で決定することとする。

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける令和6年度DX伴走支援業務委託 提案書評価基準

1 基本的な評価事項について

「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける令和6年度DX伴走支援業務委託」の受託候補者の特定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける令和6年度DX伴走支援業務委託プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において評価を実施した上で、評価が最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価方法について

- (1) 評価委員は、提案書の内容及びヒアリングの内容を踏まえ、「表 プロポーザル評価表」に沿って評価し、評価点を与えます。評価委員会の委員（以下「委員」という。）1人あたりの評価点の満点は300点とします。
- (2) 評価項目、評価の着目点及びそのウェイトの詳細については、「表 プロポーザル評価表」のとおりです。
- (3) 全ての評価は絶対評価により行います。
- (4) 委員の持ち点合計の55%を基準点とします（委員5人全員が評価委員会に出席した場合の満点は1,500点、基準点は825点）。基準点に達しない場合は不適格とします。
- (5) 委員が評価委員を欠席した場合、その委員の評価点は無効とします。

3 評価結果について

- (1) 評価基準に基づいてなされた評価について、項目ごとに点数を算出し、合計点が最も高い提案書を作成した者を受託候補者として特定し、当該受託候補者との契約について、脳卒中・神経脊椎センター第三入札参加資格審査・指名業者選定委員会に諮ります。
- (2) 評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、評価項目のうち、特に「4 提案内容」の評価点合計が最も高い者を受託候補者として特定します。
- (3) (2)における「4 提案内容」の評価点合計にて優劣が決しない場合は、「2 業務実施体制」の評価点合計が最も高い者を受託候補者として特定します。
- (4) (3)における「2 業務実施体制」の評価点合計にてもなお優劣が決しない場合は、委員の投票により当該同点者の順位を決定し、最も順位が高い者を受託候補者として特定します。なお、委員の投票結果によっても優劣が決しない場合は、委員長長の判断により受託候補者を特定します。

表 プロポーザル評価表

評価項目	評価の主な着目点	評価			採点	
		優れている >> 妥当である >> 劣っている	比率	配点	比率	配点
1 業務実施方針				20 点		
(1) 業務目標・業務実施方針	・業務の目的を理解しているか。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 2	10 点		
(2) 業務スケジュール	・業務の実施に際し、無理のないスケジュールが組まれているか。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 2	10 点		
2 業務実施体制				90 点		
(1) 業務実施体制	・各種調整や準備等に必要な工程を適切に理解しており、責任が明確で、確実な運営が期待できるか。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 4	20 点		
(2) 配置予定者（現場責任者）	・配置予定者（うち1名の現場責任者）について、本業務を遂行する十分な資格、業務実績等を有しているか。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 5	25 点		
(3) 安全管理体制	・緊急時の対応が明確に示されているか。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 4	20 点		
(4) 情報セキュリティ、個人情報の取扱い	・情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関する認証制度（IS027001、プライバシーマーク等）の認証を取得しているか。 ・情報セキュリティ及び個人情報の取扱いが、法令及び本市の条例等を遵守しているか。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 5	25 点		
3 業務実績				70 点		
(1) 同種・類似の業務実績の件数	・令和3年4月1日から令和6年3月31日の3年間に従業員500人以上の法人を契約の相手方とする同種又は類似する業務の実績が10件以上あるか。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 3	15 点		
(2) 同種・類似の業務実績における業種の多様性	・(1)で示された業務実績のうち、3種以上の異なる業種があるか。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 5	25 点		
(3) 国又は地方公共団体における実績	・(1)で示された業務実績のうち国又は地方公共団体における実績があるか。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 3	15 点		
(4) 病院における実績	・(1)で示された業務実績のうち200床以上の病院における実績があるか。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 3	15 点		
4 提案内容				110 点		
(1) 病院の現状及び課題に対する理解	・病院の現状及び課題について理解した上で提案がなされているか。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 4	20 点		

(2) 病院DX推進基本方針に対する理解	・「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける病院DX推進基本方針」(令和6年3月25日策定)の趣旨を踏まえた提案となっているか。	5・4・3・2・1	×3	15点
(3) 先進的なデジタル技術に関する専門的知識・スキル・ノウハウ	・先進的なデジタル技術(AI(人工知能、生成AI含む)、RPA、IoT、クラウドコンピューティング、ノーコード/ローコード、ロボット等)に関する専門的知識・スキル・ノウハウを活かした提案となっているか。	5・4・3・2・1	×5	25点
(4) 実現可能性	・技術レベルで実現可能な提案となっているか。 ・病院の財務状況を把握し、コスト面に配慮した提案となっているか。	5・4・3・2・1	×5	25点
(5) 独自性・獨創性・革新性	・提案者の強みを活かした独自・獨創的・革新的な提案があるか。	5・4・3・2・1	×5	25点
評価項目		評価		採点
ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組		1つ該当するごとに1点加算		比率 配点
5 ワークライフバランスに関する取組				5点
(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	該当する ・ 該当しない	×1	1点	
(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク、トライくるみんマーク)の取得	該当する ・ 該当しない	×1	1点	
(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得	該当する ・ 該当しない	×1	1点	
(4) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール)の取得	該当する ・ 該当しない	×1	1点	
(5) よこはまグッドバランス賞の認定	該当する ・ 該当しない	×1	1点	
6 障害者雇用に関する取組				2点
(1) 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成(従業員43.5人以上の場合)又は障害者を1人以上雇用(従業員43.5人未満)	該当する ・ 該当しない	×2	2点	
7 健康経営に関する取組				3点
(1) 健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAクラス若しくはAAクラスの認証	該当する ・ 該当しない	×3	3点	
合 計			300点	